

4古環第480号

令和4年8月5日

古賀市環境審議会

会長 薛 孝夫 様

古賀市長 田辺 一城



第3次古賀市環境基本計画の策定について（諮問）

古賀市環境基本条例第9条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

古賀市では、「古賀市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年3月に現計画である「第2次古賀市環境基本計画」を策定し、「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち こが」の実現に向けて、各種環境施策に取り組んできました。

現計画は、令和5年度で計画期間満了を迎えます。この間の社会経済情勢や環境の変化、市民意識や行動の変化などを十分に考慮しつつ時代に的確に対応し、人と自然が共生し持続的に発展することができる環のまちを実現するために新たな計画を策定する必要があることから、「第3次古賀市環境基本計画（古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

4古環第582号
令和4年8月5日

古賀市環境審議会
会長 薛 孝夫 様

古賀市長 田辺 一成



第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について（諮問）

古賀市環境基本条例第24条第2項第2号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

古賀市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成26年3月に「第2次古賀市ごみ処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の共働による循環型社会の形成を目指し、ごみの減量・リサイクルに取り組んでまいりました。

現計画は、令和5年度で計画期間満了を迎えます。昨今の廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や市民意識の変化、国・県における廃棄物政策の動向を踏まえ、更なる循環型社会の構築に向け、現行計画の評価・見直しを行うとともに、効果的な施策の検討が必要です。つきましては、「第3次古賀市ごみ処理基本計画」の策定について、数値目標、施策展開の方向性等についてご審議いただきたく、貴審議会の意見を求めます。